

議案参考資料（その２）

平成３０年１０月 臨時会

（目 次）

○市に対する損害賠償請求事件について（第８８号議案関係）……………（ １ ）

## 市に対する損害賠償請求事件について

### 1 経緯

平成 24 年 4 月 1 日 原告を嘱託職員(学校施設管理業務)として雇用 (H28.3.31 まで)  
平成 27 年 11 月 11 日 本件事案発生  
平成 27 年 11 月 13 日 原告が病院受診を開始  
平成 28 年 2 月 1 日 公務災害認定請求  
平成 28 年 11 月 29 日 公務災害による治療費等を原告及び病院へ支払い  
平成 29 年 1 月 13 日 公務災害による休業補償費及び休業援護金を原告へ支払い  
平成 29 年 2 月 14 日 原告が訴状を提出  
平成 29 年 3 月 10 日 公務災害による治療費を病院へ支払い  
平成 30 年 10 月 17 日 判決言渡し

### 2 事案の概要

西大村小学校の屋根付き屋外相撲場（以下「本件相撲場」という。）の屋根が傾いていたため、改修を請け負った業者 A は、屋根及び柱がねじれているために傾きが生じていると考え、ワイヤーを柱に掛けて引っ張るなどして屋根全体を回転させようとしたが、屋根の傾きは全く変わらなかった。

そこで、柱を調べたところ、4本のうち、1本は他の柱と比べ10～20センチほど長かったため、根元を20センチほど切って短くした。また、別の1本は根元が腐食していたため、新しい柱と交換した。

その後、本件相撲場の柱の角度が一樣ではないことに気づき、これを修正するため、バールを柱の根元付近に差し込み、てこの原理による力を加えたり、大型の木槌で柱の根元を叩いたりして、柱の根元を動かそうとしたが、動かなかった。

そこで、柱の1本をロープと滑車を用いて引っ張ることとした。

柱の1本と周辺の木にロープを掛け、それらを滑車につなぎ、滑車を回し始めてロープのたるみをとっていると、未だロープが張らないうちに、突然、本件相撲場の屋根が崩落した。その際、本件相撲場内に立ち入っていた原告は、傷害（外傷性頸部症候群、左上腕痛等）を負った。

### 3 争点

- (1) 本件相撲場の設置又は管理の瑕疵の有無
- (2) 被告の雇用契約上の安全配慮義務違反の有無
- (3) 被告に予見可能性及び回避可能性がなかったか否か
- (4) 損害額

#### 4 請求と判決の比較

##### (1) 損害賠償請求額

###### A 費用分

・ 治療費、休業損害、通院慰謝料等 1,546,182 円

###### B 控除分

・ 支給済みの治療費等 388,202 円

・ 支給済みの休業補償費 174,660 円

計 562,862 円

###### C 弁護士費用

・ 983,320 円[上記A－B]×約1割 98,000 円

---

合計 (A－B＋C) 1,081,320 円

##### (2) 判決による損害額

###### A 費用分

・ 治療費、休業損害、通院慰謝料等 1,546,182 円

###### B 控除分

・ 過失相殺 1,546,182 円×2割 309,237 円

・ 支給済みの治療費等 388,202 円

・ 支給済みの休業補償費 174,660 円

計 872,099 円

###### C 弁護士費用

・ 674,083 円[上記A－B]×約1割 67,000 円

---

合計 (A－B＋C) 741,083 円